

## 尼崎市における段階的な個別避難計画作成の考え方及び令和 5 年度の取組みについて

### 1 経緯

- 国において激甚化・頻発化する水害に対応するための個別避難計画の必要性が議論され、令和3年5月に、個別避難計画の作成を市町村の努力義務とする災害対策基本法の改正が行われ、合わせて改定された、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(以下「国指針」という。)」において、市町村の限られた体制の中で、計画作成対象者の優先度を設定し、できるだけ早期に個別避難計画の作成を進めることが適当との考え方が示されました。
- この法や国指針の改正を踏まえ、本市の個別避難計画作成の方向性を協議するため、昨年度、支援連絡会を開催し、その後、当事者団体や福祉専門職団体等の皆様との意見交換による皆様から頂戴したご意見や、個別避難計画の試行的取組の検証を踏まえて本市における段階的な個別避難計画作成の考え方を整理しました。

### 2 これまでの考え方の整理に向けた取組みについて

#### (1) 当事者団体や福祉専門職団体等の皆様との意見交換の実施(資料 2)

国指針に示された市町村で優先度が高いと判断する対象者のポイント(例)をもとに、尼崎市における市が主体的に避難支援等関係者と連携して作成する個別避難計画の対象者の範囲等について支援連絡会や当事者団体等の皆様と意見交換を行いました。

この意見交換の中では、様々な課題はあるものの、「市の段階的な計画作成の考え方で個別避難計画の作成を進めてほしい」、「計画作成や研修の開催等の協力をすることはできる」といった前向きなご意見をいただきました。

また個別避難計画の様式についてもいただきました意見を踏まえ、修正を行いました。

#### (2) 5 地区での個別避難計画の試行的取組の検証結果(資料 3)

コロナ禍での計画作成であったため、令和 4 年 12 月末時点で、3 地区で 11 件の計画作成に留まったものの、その成果と課題を検証し、主に次の 2 点に整理を行いました。

- ① 地域住民や福祉専門職の協力を得るには、兵庫県の想定よりも時間がかかるものの、丁寧な説明により地域住民等の理解が得られると、地域のリーダー主導で効率的な作成が可能である。
- ② 個別避難計画の作成を通じて、地域住民と、当事者、福祉専門職との関係性が育まれることで、日頃からの地域での見守りや、緊急時の連絡体制の構築が期待できる。

#### (3) 災害リスクの高いと考えられる対象者の範囲(資料 4)

災害リスクの高いと考えられるエリアとして、令和3年度の支援連絡会で提示した「津波及び洪水の浸水想定 1m以上が重なるエリア」に加え、激甚化・頻発化する水害等に対応するために、堤防決壊に伴い氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される「家屋倒壊等氾濫想定区域」を追加しました。

### 3 本市における段階的な個別避難計画作成の考え方について(資料 5)

本市の約10万人の要支援者の個別避難計画を一度に作成することは困難であるため、上記2の整理を踏まえ、

- ① ご本人やご家族、地域の自主防災組織等に可能な範囲で個別避難計画を作成していただくとともに、
- ② 要支援者システムを活用して把握したより災害リスクの高い地域に居住している要支援者については、市が避難支援関係者の協力のもと、段階的に個別避難計画を作成する

ことを基本に、令和5年度以降、段階的に個別避難計画の作成を進めていきます。

#### 4 個別避難計画の活用方法(例)

主体	活用方法(例)	
当事者	平常時	避難情報・避難行動の確認や備蓄品等の事前準備。
	災害時	計画に基づく避難行動の実施。
避難支援等関係者	平常時	当事者との顔の見える関係を構築するための見守り活動等での活用。 地域で実施している防災訓練の中で個別避難計画に基づいた訓練の実施。
	災害時	可能な範囲で計画に基づく避難支援や安否確認の実施。
行政	平常時	個別避難計画の情報管理や計画の情報に基づく支援策の検討等。
	災害時	保健師等の巡回健康相談や福祉専門職による生活再建に向けた支援に活用。

#### 5 令和5年度の取組みについて(案)

##### ①ご本人やご家族・避難支援等関係者による個別避難計画作成の取組

自主防災組織や当事者団体、福祉専門職団体を通して計画作成の協力をお願いするとともに、大学等と連携して、個別避難計画の必要性等をわかりやすく伝えるための啓発パンフレットの作成及び周知啓発を進めてまいります。

##### ②市と避難支援等関係者と連携して作成する個別避難計画

対象者約600人のうち、令和5年度は、まずは頻発化する水害に対応するために、家屋倒壊等氾濫想定区域に居住している要支援者(約130名)に対して、個別避難計画作成の意向調査を行うとともに、その対象者がお住まいの自主防災組織に対して協力依頼を行います。

##### 【令和5年度の取組スケジュール(案)】

令和5年度の取組みイメージ		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①本人・地域が作成する個別避難計画	自主防災組織への説明	社協支部長会での説明		会長改選★	社協6支部理事会での説明				希望に応じて説明・啓発を実施				
	当事者団体・福祉専門職団体への説明等		当事者団体・福祉専門職団体への説明				希望に応じて説明・啓発を実施						
	啓発パンフレットの作成・周知啓発	大学と連携し、作成			契約・校正・発注・納品			大学と連携した周知啓発					
②市が避難支援等関係者と連携して作成する個別避難計画	家屋倒壊等氾濫想定区域の要支援者への意向調査等	対象者の把握とアンケート実施											
	対象者がお住まいの自主防災組織への協力依頼				協力依頼・個別避難計画作成に向けた取組み								
	対象者が利用している事業所への働きかけ												
		支援連絡会にて取組報告・意見交換											